

油の流出事故にご注意ください

暖房を使用する時期には、ホームタンクなどから灯油の流出事故が発生しやすくなります。事故を防ぐため、次のことに注意しましょう。

- ▶給油時はその場を離れない
- ▶元栓やバルブ、ふたの閉め忘れに注意する
- ▶落雪や除雪作業による配管などの破損に注意する
- ▶ホームタンクや配管などを定期的に点検する

側溝や河川などに油を流出させてしまった場合や油の流出を発見した場合は、速やかにご連絡ください。

問 まちづくり支援課 ☎ 0176-51-6726
十和田消防本部 ☎ 0176-25-4111

指名手配被疑者の検挙にご協力を

殺人、強盗などの凶悪事件や暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領などの事件で全国の警察から指名手配されている者は、8月末現在で約590人います。

全国の警察では11月を「指名手配被疑者検挙強化月間」とし、総力を挙げて重要指名手配被疑者などの追跡検挙を行っています。

この検挙活動において、皆さんからの情報提供が重要な鍵となります。

「指名手配被疑者によく似た人を見かけた」などといった情報がありましたら、どんな些細な情報でも結構ですので、警察に通報をお願いします。

問 十和田警察署

☎ 0176-23-3195

詳しくはこちらから▶



【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申し込み先 総務課広報男女参画係 ☎ 0176-51-6702



の Instagram 発信中 !!

#おいしい十和田

をつけて投稿してください。

十和田市農林商工部
とわだ産品販売戦略課

Follow me!! → [DISHITOWADA](https://www.instagram.com/dishitowada/)



10月15日までに手続きが済んでいない人へ 児童手当制度改正に伴う手続き はお済みですか(申請猶予期間)

支給対象などの要件や支給額が10月分(12月支給分)から拡充となります。

次に当てはまる人は、手続きが必要です。公務員は勤務先で手続きをしてください。

対象 ▶一番下の子が高校生年代(15歳に達した日以後の4月1日～18歳に達する日以後の3月31日まで)で、現在、児童手当を受給していない人

▶所得上限限度額以上により、現在、児童手当を受給していない人

▶本市から児童手当を受給している人で、経済的負担のある大学生年代(18歳に達した日以後の4月1日～22歳に達する日以後の3月31日まで)の子を養育している人(大学生年代の子を含めて養育する子が3人に満たない場合は不要)

※給付内容および申請方法について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請猶予期間 令和7年3月31日(月)まで

※申請猶予期間内に手続きすると、10月分から支給されます。

問 こども支援課 ☎ 0176-51-6717

申し込みは
こちらから▶



人権擁護委員表彰

人権擁護委員として、多年にわたり人権擁護と人権思想の普及高揚に貢献された功績により、次の人が表彰されることとなりました。

法務大臣表彰

森 勝 様 菊池 佳子 様

問 まちづくり支援課 ☎ 0176-51-6777



協働の力で快適な冬道を

市では、市民・除雪業者との協働による除雪を推進しています。

市民の皆さんには、次のことを守っていただくよう、ご協力をお願いします。

市民の皆さんへのお願い

- ▶道路への雪出しあしない
- ▶路上駐車はしない
- ▶屋根の雪が道路に落ちないよう対策を行う
- ▶除雪後の間口寄せ雪の片付けは各家庭で行う
- ▶除雪作業中の車両には絶対近寄らない
- ▶「除雪業者用雪置場」には雪を置かない
- ▶路肩にブロックなどの除雪作業の支障になるものは置かない
- ▶除雪作業の支障とならないよう、植木の枝は剪定する
- ▶豪雪時に無理な通行はしない

共に力を合わせて、快適な冬道を目指しましょう。

問 土木課 ☎ 0176-51-6730



移住ポータルサイト「日々コレ十和田ナリ」

This Cherished Life.

あなたらしい暮らしが

ここ「とわだ」にあります。



- ・十和田市の魅力や暮らしの情報を発信
- ・移住者インタビュー記事を随時更新
- ・移住支援情報を掲載
- ・十和田市の風景が楽しめる画像を毎月更新